

◎佐賀県条例第24号

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県職業能力開発促進法施行条例（平成23年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(手数料の不還付)</p> <p>第10条 既納の手数料は、還付しない。</p>	<p>(手数料の還付)</p> <p>第10条 既納の手数料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>申請者又は申込者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>災害その他の事由により、知事が特に必要と認めたとき。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。